

「写」

六中総総第一四七〇号

令和七年二月二十五日

中央区長 山 本 泰 人

中央区議会議長

瓜 生 正 高 様

損害賠償の額の決定に関する専決処分の報告について

「損害賠償の額の決定および和解に関する区長の専決処分について」（昭和三十七年三月中央区議会議決）に基づき、左記のとおり損害賠償額の決定を専決処分しましたので、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百八十条第二項の規定により報告します。

記

一 事件名

国家賠償法（昭和二十二年法律第二百二十五号）第二条第一項の規定に基づく損害賠償事件

二 決定年月日

令和六年十二月二十六日

三 損害賠償額

十九万二千四百八十九円

四 損害賠償の相手方

東京都中央区明石町

男性（事件当時の年齢 六十歳）

五 事件の概要

令和六年七月二十二日午後四時三十分頃、中央区立明石町住宅において、給水管の接続部品の経年劣化によりメーターボックス内の給水管が破断したため、階下の居室の天井から漏水し、損害賠償の相手方の所有物を汚損させた。このため、国家賠償法第二条第一項の規定に基づき、本区に対して損害賠償の請求があつたことに伴い、前記金額のとおり損害賠償額を決定したものである。